

2020年11月2日

第142期定時株主総会における議決権行使の集計について

サカタインクス株式会社

2020年3月26日開催の、当社第142期定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)におきまして、一部の議決権行使書が、行使期限である2020年3月25日午後5時30分より前に到達していたにもかかわらず、有効な議決権として集計されず、本総会の議決権行使結果に反映されていなかった可能性があることが判明しました。

当社は株主名簿管理人として三井住友信託銀行株式会社(以下、「SMTB」といいます。)を選任しており、本総会における議決権の事前行使の集計もSMTBに委託しております。

本件について、SMTBからは、以前より、行使期限の直前に到達した一部の議決権行使書を集計の対象から外していた旨、ならびにすでに該当する議決権行使書およびこれに関するデータは保存期間である3ヵ月を経過しているため残存しておらず、未集計分の確認が不可能である旨報告を受けております。なお、当社の議決権行使状況および各議案の賛否の状況に鑑み、仮に未集計分が存在していたとしても、各議案の成否に影響を及ぼすことはない旨確認しております。

また、当社が2020年3月31日に提出しました、議決権行使結果に係る臨時報告書に関しましては、「未集計分が存在するか否かについて確認が不可能であるため、訂正報告書を提出しないとしても、その対応には合理性が認められる」との意見を弁護士から取得しているとの回答をSMTBから得ております。従いまして、当社としましては、臨時報告書の訂正は行わないことといたしました。

なお、SMTBからは、再発防止に向け、業務フローの見直し等の各種取り組み実施につき適宜報告を受けております。

株主の皆様におかれましては、多大なるご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

ご参照:SMTB ニュースリリース

「当社取引先の議決権行使書集計に係る業務についての調査結果のお知らせ」

<https://www.smtb.jp/corporate/release/pdf/200924.pdf>

以上